平成２４年（フ）第１３号
鹿児島県薩摩川内市田海町2278番地２　上ノ原住宅２号棟２号室
債務者　立山　明美
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
北海道苫小牧市ときわ町１丁目17番18号　リリーコートときわ102号
債務者　吉田　兼子（旧姓寺本）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１２号
北海道勇払郡むかわ町美幸１丁目74番地
債務者　加賀谷　昭
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１２２７号
宮城県名取市手倉田字箱塚屋敷３番地の２７号棟３号
債務者　寺嶋　聡子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６５０号
茨城県那珂市菅谷1346番地
債務者　大内さとみ
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１７号
茨城県ひたちなか市東大島３丁目27番５―506号　ときわハイツＣ棟
債務者　後藤　雅孝
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２２号
茨城県小美玉市羽鳥2352番地132
債務者　小松崎和子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３７号
茨城県ひたちなか市平磯町152番地６　平磯住宅３―３―１号
債務者　大内英美こと　李　　英美
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４３号
茨城県北茨城市中郷町石岡844番地
債務者　大久保あすか（旧姓久松）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２５２号
三重県津市安濃町太田1603番地14、前住所三重県松阪市大黒田町1490番地　レジデンスケイ10
債務者　北井　亜美（旧姓里中）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６７号
三重県津市阿漕町津興1081―２　結城マンション310号
債務者　宮浦まゆみ
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４０７号
京都市伏見区下鳥羽芹川町45番地１　テル・サーティーン102
債務者　外羽　正臣
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４１号
京都府相楽郡精華町光台６丁目５番地16　バーベナ光台Ｈ棟102号
債務者　柴田　芳子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９２号
京都市伏見区深草泓ノ壺町17番地53
債務者　澤井　治彦
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
京都市山科区西野櫃川町74番地の25
債務者　桝井　美子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６６３号
兵庫県高砂市神爪３丁目２番７―701号高砂マンション２号棟
債務者　金川正顕こと金川正顯こと　金　　正顯
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６６４号
兵庫県高砂市神爪３丁目２番７―701号高砂マンション２号棟
債務者　金川治美こと　金　　治子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部